



ひとり親家庭応援 ハンドブック

令和6年度版



姫路市

はじめに

このハンドブックは、ひとり親家庭の方や現在離婚を
考えておられる方に、困ったときの相談窓口やひとり親
家庭が利用できる制度等を紹介しています。

日々の暮らしの中で、このハンドブックが参考になれば幸いです。

【ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）とは】

次のいずれかに該当する方で、20歳未満の子どもを扶養
している家庭

- ・配偶者と死別した方
- ・配偶者と離婚した方
- ・配偶者の生死が不明の方
- ・配偶者から遺棄されている方
- ・配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない方
- ・配偶者が精神または身体の障害により、長期にわたって働けない方
- ・配偶者が長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- ・婚姻によらないで母・父となった方

【寡婦とは】

現に配偶者のない方で、かつて母子家庭の母として20
歳未満の子どもを扶養していた方

※このハンドブックで使用している寡婦の定義は、母子
及び父子並びに寡婦福祉法第6条によるものです。



利用できる方

母 母子家庭 父 父子家庭 寡 寡婦家庭

※制度ごとに条件がありますので、対象にならない場合があります。
詳しくは窓口へお問い合わせください。

離婚する前に知っておきたいこと

- 離婚の種類について P4
- 離婚時に決めておきたいこと P5

離婚届提出等に伴う手続き

- 離婚届 P8 母 父
- 子どもの戸籍異動 P8 母 父
- 住所変更 P9 母 父 寡
- 国民健康保険への加入 P9 母 父 寡
- 国民年金の切り替え P10 母 父 寡
- 就学校のお知らせ P10 母 父

いろいろな相談窓口

- ひとり親家庭等相談 P11 母 父 寡
- 女性のための相談室 P11 母 寡
- 女性のためのチャレンジ相談 P12 母 寡
- 思春期世代、妊娠・出産に関する相談 P12 母 寡
- 男性のための電話相談 P13 父
- 外国人相談センター P13 母 父 寡
- 子どものことで困ったときは P14 母 父
- DV(配偶者等からの暴力)相談、婦人相談 P15 母 寡
- 養育費等に関する専門相談(事前予約制) P15 母 父
- 養育費・親子交流の相談 P16 母 父
- 弁護士による無料法律相談 P16 母 父 寡
- 法テラス(日本司法支援センター)について P17 母 父 寡
- 公正証書・公証役場 P17 母 父 寡
- 市民相談、交通事故相談 P18 母 父 寡
- 消費生活に関する相談 P18 母 父 寡

生活のための経済的支援

手当のこと

- 児童手当 P19 母 父
- 児童扶養手当 P20 母 父
- 交通・災害遺児手当、遺児奨学金 P21 母 父
- 特別児童扶養手当 P22 母 父
- 障害児福祉手当 P22 母 父

医療のこと

- 国民健康保険料の軽減・減免制度 P23 母 父 寡
- 母子家庭等医療費助成制度 P24 母 父
- 特定健診・特定保健指導 P24 母 父 寡

年金のこと

- 国民年金保険料免除制度 P25 母 父 寡
- 遺族基礎年金 P26 母 父
- 遺族厚生年金 P26 母 父 寡

○寡婦年金	P27			寡
その他					
○生活保護	P27	母	父	寡
○JR通勤定期券割引制度	P27	母	父	
○所得税確定申告、市民税・県民税申告	P28	母	父	寡
○出産・子育て応援給付金	P28	母	父	寡
○養育費確保事業(公正証書作成費用等助成・保証契約費用助成)・	P29	母	父	
○非課税貯蓄制度	P29	母	父	寡
○母子父子寡婦福祉資金貸付	P29	母	父	寡
○生活福祉資金貸付	P30	母	父	寡

教育等のための経済的支援

○教育・保育施設利用者負担額の軽減制度	P31	母	父	
○就学援助	P31	母	父	
○高等学校等就学支援金	P31	母	父	
○高校生等奨学給付金	P32	母	父	
○大学生に対する奨学金制度(奨学学術振興事業)	P32	母	父	
○母子父子寡婦福祉資金貸付(修学資金・就学支度資金等)	P33	母	父	
○ひとり親家庭学習支援事業	P33	母	父	
○低所得子育て世帯等大学等受験料・模擬試験受験料助成事業	P34	母	父	

就職・転職・資格取得のためのサポート

○ひとり親家庭就労支援事業	P35	母	父	
○女性就労支援事業	P35	母		寡
○姫路しごと支援センター	P35	母	父	寡
○自立支援教育訓練給付金	P36	母	父	
○高等職業訓練促進給付金	P37	母	父	
○高等職業訓練促進資金貸付事業(兵庫県実施)	P38	母	父	
○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	P39	母	父	

さまざまな保育サポート

○保育所・認定こども園の利用手続き	P40	母	父	
○一時保育	P40	母	父	
○放課後児童クラブ	P41	母	父	
○シルバー人材センター家事援助サービス	P42	母	父	
○ファミリーサポートセンター	P42	母	父	
○ひとり親家庭等日常生活支援事業	P43	母	父	寡
○病児・病後児保育	P43	母	父	
○子育て短期支援事業	P44	母	父	
○障害福祉サービス	P45	母	父	
○子育てのための施設等利用給付制度	P45	母	父	

住まいに関するサポート

○市営住宅の入居申込について	P46	母	父	
○ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業(兵庫県実施)	P46	母	父	

その他

○姫路市婦人共助会	P47	母	父	寡
○子育ての情報について	P47	母	父	
○姫路駅周辺MAP	P48			

離婚する前に知っておきたいこと

離婚の種類について

▶協議離婚

夫婦が合意し、離婚届を提出すれば離婚は法的に成立します。十分な取り決めなしでも離婚できるため、離婚を急ぐあまり離婚後の子どもの養育環境について十分な話し合いができていない場合もあるようです。協議内容などは、口約束ではなく、書面(できれば「公正証書」)にしておくことをお勧めいたします。

▶調停離婚

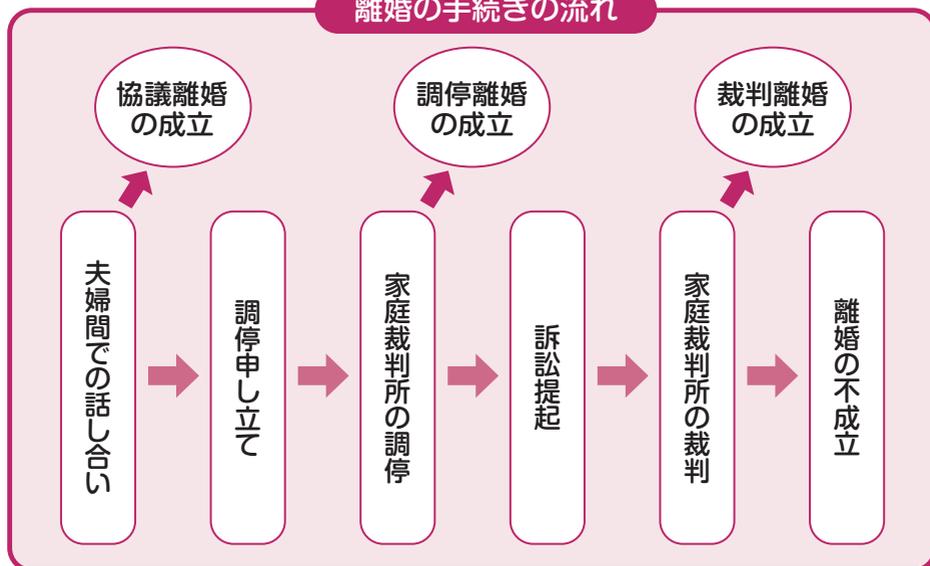
夫婦間で協議がまとまらない場合は、家庭裁判所に調停を申し立て、調停の話し合いで離婚に合意すると、調停離婚となります。調停調書には、子の親権者、養育費、財産分与などの支払義務と支払い方法、親子交流の仕方などが明記され、きちんと履行されないときは、地方裁判所へ強制執行を申し立て、給料や資産を差し押さえることができます。離婚調停が成立してから10日以内に離婚届を提出する必要があります。

▶裁判離婚

調停にて合意に至らなかった場合、家庭裁判所に離婚請求の裁判を訴訟提起することができます。判決が確定してから10日以内に離婚届を提出する必要があります。



離婚の手続きの流れ



離婚時に決めておきたいこと

▶ 法務省ホームページ

URL: https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html



▶ 親権者

「親権」とは、子どもの利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限であり義務であるといわれています。

父母が離婚をする場合には、父母のうち一方を親権者と定めることとされており、離婚後は、その者が親権を行使することとなります。

▶ 子の氏（名字）変更（子どもの戸籍異動▶p8）

父母が離婚をして、父母のいずれかが、結婚前の名字（旧姓）に戻った場合でも、子の名字は、結婚生活の時のままです。子どもの名字を、親権者の旧姓に変更するためには、家庭裁判所の許可が必要です。

▶ 養育費

養育費は、子どもが健やかに成長するために必要な費用のことをいいます。

親の子どもに対する養育費の支払い義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。

取り決めは、後日紛争が生じないように口約束ではなく、書面（できれば「公正証書」）に残すようにしましょう。

姫路市では、公正証書作成時には、債務名義^{*}を取得することをお勧めし、補助金を交付しています（養育費確保事業▶p29）。

^{*}債務名義…強制執行の権限が記載された公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決等を言います。これらを用いて、養育費の取り決めが守られない場合に、強制執行の手続きを利用することができます。

▶ 親子交流（面会交流）

親子交流（面会交流）とは、子どもと離れて暮らしている父母の一方が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

親子交流の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように書面に残しておくようにしましょう。

▶ 財産分与

離婚に当たって、結婚生活中に夫婦で築いた財産を分け合うことを言います。

財産分与の対象は、夫婦の協力によって形成された財産であれば、財産の名義人にかかわらず、財産分与の対象となります。財産分与は、離婚から2年が経過すると、相手方へ請求ができなくなります。また、借金などのマイナスの財産も対象となります。

▶ 慰謝料

慰謝料は、相手方の不法行為によって被った精神的苦痛を慰謝するための損害賠償であり、相手方の行為によって離婚せざるを得なくなったような場合などに請求することができます。

慰謝料は、離婚から3年が経過すると相手方へ請求できなくなりますので、注意が必要です。

▶ 年金分割

年金分割は、離婚した場合に、お二人の婚姻期間中の保険料納付額に対応する厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができる制度です。年金分割の手続きは、原則として、離婚をした日の翌日から2年を経過すると、相手方へ請求できなくなります。また、既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1カ月を経過すると請求できなくなるため、注意が必要です。



離婚届提出等に伴う手続き

離婚届

母 父

未成年の子どもがいる場合は、離婚届を提出する前に、子どもの利益を最優先に考えて、子どもの親権、養育費の分担や面会交流等についての取り決めをしておきましょう。

話し合いが成立すれば、離婚届を提出してください。

▶協議離婚

【届出人(夫・妻の署名)】

【必要なもの】

離婚届(成人の証人2名の署名が必要)、本人確認のための書類が必要です。また、マイナンバーカード/住民基本台帳カード(所有者のみ)、国民健康保険証(加入者のみ)等の氏を訂正する必要がある場合は併せてご持参ください。

【届出場所】

住民窓口センター・支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンター

▶協議離婚以外の離婚

話し合いによる離婚ができない場合は、家庭裁判所へ調停離婚の申立てなどをする方法があります。申立先は、住所地管轄の家庭裁判所(姫路市の場合は神戸家庭裁判所姫路支部(TEL:079-281-2080)家事受付係)です。

お問い合わせ先

住民窓口センター 届出窓口担当(姫路市役所1階) ☎ **221-2365**

子どもの戸籍異動

母 父

父母の離婚では子どもの戸籍に変動はありません。子どもの戸籍をもう一方の親の戸籍に異動させたいときは家庭裁判所の許可等が必要となります。

家庭裁判所が審理の上、相当と認めるときは許可の審判書謄本が住所宛に送付されますので、審判書謄本を添えて戸籍届受付窓口に『入籍届』を提出してください。

▶家庭裁判所への申立て

【申立てをする人】

- ・子どもが満15歳以上⇒子ども本人
- ・子どもが満15歳未満⇒法定代理人(親権者等)

【申立先は、子どもの住所地管轄の家庭裁判所】

姫路市の場合は神戸家庭裁判所姫路支部(TEL:079-281-2080)家事受付係

【必要なもの】

申立人の印鑑、収入印紙（800円×子どもの人数）、郵便切手（84円×3枚）、現在子どもの入っている戸籍全部事項証明書、子どもが入籍しようとする親の戸籍全部事項証明書

▶入籍届

【届出人】

子どもが満15歳以上の場合は本人、満15歳未満の場合は親権者（子ども1人につき1枚の届書が必要）

【必要なもの】

入籍届（届出人の署名が必要）、家庭裁判所が発行した許可の審判書謄本が必要です。また、マイナンバーカード／住民基本台帳カード（所有者のみ）、国民健康保険証（加入者のみ）、福祉医療受給者証（受給者のみ）等の氏を訂正する必要がある場合は併せてご持参ください。

【届出場所】

住民窓口センター・支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンター

お問い合わせ先

住民窓口センター 届出窓口担当（姫路市役所1階） ☎ 221-2365

住所変更

母 父 寡

離婚届は戸籍の届出であり、住所は、別途住所変更の届を提出するまで変わりません。住所が変わったときは、14日以内に住民異動届を提出してください。

【申請に必要なもの】

本人確認のための書類、特別永住者証明書または在留カード（外国人住民のみ）が必要です。また、マイナンバーカード／住民基本台帳カード（所有者のみ）、国民健康保険証（加入者のみ）、福祉医療受給者証（受給者のみ）等の住所を訂正する必要がある場合は併せてご持参ください。

【届出場所】

住民窓口センター・支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンター

お問い合わせ先

住民窓口センター 届出窓口担当（姫路市役所1階） ☎ 221-2365

国民健康保険への加入

母 父 寡

残された家族が、亡くなられた方の勤務先の健康保険の被扶養者であった場合、国民健康保険への加入が必要になります。離婚により被扶養者の資格を喪失した場合も同様です。

手続きが遅れると健康保険の資格喪失日まで最長2年間さかのぼり、保険料

を納めていただくこととなりますので、お早めに手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

1. 健康保険の資格喪失証明書
2. 個人番号を確認できるもの（マイナンバーカードなど）
3. 本人確認できるもの（マイナンバーカードまたは運転免許証など）

お問い合わせ先

国民健康保険課 資格賦課担当（姫路市役所1階） ☎ **221-2343**

国民年金の切り替え

母 父 寡

国民年金の第3号被保険者（厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人）であった人が、離婚または配偶者の死亡により、配偶者の扶養から外れた場合、国民年金の第1号被保険者（20歳以上60歳未満の人で自営業者、無職の人など）への切り替え手続きが必要です。第1号被保険者になると、国民年金の保険料を個人ごとに支払うことになっていきます。

【国民年金保険料（定額）】 月額 16,980円（令和6年度）

※経済的な事情などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合は、申請し、所得状況等の審査の結果、承認を受けると、保険料の全額あるいは一部が免除される国民年金保険料免除制度があります。

お問い合わせ先

国民健康保険課 国民年金窓口センター（姫路市役所1階） ☎ **221-2332**

就学校のお知らせ

母 父

姫路市の住民窓口センターか、近くの出先機関で住民登録等の異動手続きの際に、窓口で受け取った「就学校のお知らせ」を、就学する小学校・中学校・義務教育学校へ提出してください。

転校する場合は、転校前の学校で在学証明書などを受け取り、転校先の学校に提出してください。なお、あらかじめ転校先の学校に、転校予定の連絡をして、準備する学用品等について確認してください。

- ・市ホームページ： <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000003695.html>

お問い合わせ先

姫路市教育委員会 学校指導課 学事担当（姫路市役所北別館6階）

☎ **221-2762**

離婚の前
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

いろいろな相談窓口

ひとり親家庭等相談

母 父 寡

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭などの日常生活上の悩みや子どもの養育などに関する相談に応じます。

▶電話相談・面接相談

【日時】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時50分～午後5時20分

お問い合わせ先

こども支援課 ひとり親支援担当（姫路市役所2階） ☎ **221-2132**



女性のための相談室

母 寡

女性問題相談員が、女性が抱えるさまざまな悩みに寄り添い、問題解決に向けた相談に応じます。

▶電話相談

【日時】 火曜日：午前10時～正午／午後1時～4時
水・金曜日：午前10時～正午／午後1時～6時

【相談時間】 1人 40分程度

▶面接相談（要予約）

【日時】 火・木・土曜日：午前10時～正午／午後1時～4時
水・金曜日：午前10時～正午／午後1時～6時

【相談時間】 1人 50分程度

▶法律相談（要予約）

上記面談相談で、問題点を整理した上での予約となります。

【日時】 原則として毎月第2火曜日：午後1時半～3時半

【相談時間】 1人 30分

【相談員】 弁護士（女性）

※年末年始12月28日～1月4日は休館日です。

お問い合わせ先

男女共同参画推進センター“あいめっせ”

（電話相談） ☎ **287-0801** （面接予約） ☎ **287-0807**

〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階

女性のためのチャレンジ相談

母 寡

再就職や起業など、女性のチャレンジに関する疑問や不安、悩みについて専門的な視点からアドバイスや情報を提供し、具体的に実現していくための相談に応じます。

▶面接相談（要予約）

- 【日 時】 原則として毎月第3水曜日、午前10時～正午
- 【相談時間】 1人 40分
- 【相談員】 社会保険労務士（女性）
- 【一時保育】 満1歳～就学前の幼児（要予約・無料）
- 【申し込み】 相談、一時保育ともに、相談希望日の5日前までに、電話またはあいめっせ窓口にて。受付時間は午前8時35分～午後5時20分（先着順）。

お問い合わせ先

男女共同参画推進センター“あいめっせ” ☎ **287-0803**

〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階

思春期世代、妊娠・出産に関する相談

母

思春期世代のころや体に関する相談や妊娠・出産に関する相談、予期しない妊娠などの相談

お問い合わせ先

こどもの未来健康支援センター

☎ **263-7863**

〒670-0942 姫路市日出町三丁目3番地



離婚の前
知らないうちに

離婚届提出等に
伴う手続き

子育て
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職・資格取得
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

男性のための電話相談

父

家庭やパートナー、子どもとの関係、職場での人間関係、また、からだや心の疲れなど男性が抱えるさまざまな悩みに、男性の相談員が応じます。

▶電話相談

【日 時】 原則として毎月第2火曜日、午後5時～7時
【相談時間】 1人 30分程度

お問い合わせ先

男女共同参画推進センター“あいめっせ” ☎ **287-0804**

〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階

外国人相談センター

母 父 寡

在住外国人が抱える生活課題の解決に必要な情報提供や相談を行う、多言語対応の一元的相談窓口として、相談に応じます。

▶面接相談

【日 時】	月曜日～金曜日	午前9時～正午、午後1時～5時	日本語、英語
	月曜日～金曜日	午後1時～5時	ベトナム語
	火曜日	午後1時～4時	ポルトガル語、スペイン語
		午後1時～5時	中国語

(祝日・年末年始を除く)

※相談員が話せない言語は翻訳機(11言語以上)を使って窓口で相談できます。

▶ベトナム語生活相談

【日 時】 火曜日～木曜日 午後1時～5時 ベトナム語
(祝日・年末年始を除く)

【相談場所】 火曜日：城東町総合センター
水曜日：高木総合センター
木曜日：見野の郷交流館

お問い合わせ先

姫路市役所1階 市民相談センター内 ☎ **221-2159**

所管課は国際交流センターですが、国際交流センターから姫路市文化国際交流財団に委託をしています。

国際交流センター ☎ **287-0820**

姫路市文化国際交流財団 ☎ **282-8950**

〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階

子どものことで困ったときは

母 父

子育て全般

- 子育て支援室 (姫路市総合福祉会館)
☎ **221-2066**
 - ・18歳未満の子どもに関する家庭内のさまざまな問題の相談
- 子育て情報相談室 (すこやかセンター3階)
☎ **223-5640**
 - ・0歳～就学前の子どもの子育てに関する情報提供、育児に関する相談
- 姫路っ子悩み相談 (姫路市教育委員会)
☎ **0120-7830-28**
 - ・子育てや教育等について
- 民生委員・児童委員、主任児童委員 (姫路市民生委員児童委員連合会)
☎ **224-1177**
 - ・子育て関係機関との連携、委員の紹介など
- 児童家庭支援センターすみれ
☎ **238-3553**
 - ・家庭、子育ての悩みなど

育児・虐待に関すること

- 子育て支援室 (姫路市総合福祉会館)
☎ **221-2944**
 - ・子どもの虐待に関すること
- 児童相談所 全国共通ダイヤル
☎ **189 いちはやく (通話料無料)**
 - ・緊急性の高い児童虐待などについて
- 兵庫県姫路こども家庭センター
☎ **297-1261**
 - ・子どもに関する問題、児童虐待について
- 児童虐待防止24時間ホットライン
☎ **294-9119**

発達に関すること

- ぱっそkids
☎ **289-0980**
 - ・子どもの発達に関すること
- 総合福祉通園センター・ルネス花北
☎ **288-7122**
 - ・子どもの発達支援に関すること

健康に関すること

乳幼児の健康、健診や予防接種については、お近くの保健センターへ

- 中央保健センター
☎ **289-1654**
- 中央保健センター北分室
☎ **265-3075**
- 中央保健センター安富分室
☎ **0790-66-2921**
- 南保健センター
☎ **235-0320**
- 南保健センター家島分室
☎ **325-1428**
- 西保健センター
☎ **236-1473**

離婚の前
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

子どもの
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職・資格取得
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

子どもが急病・ケガのとき

医療機関を受診した方がいいか迷ったときは

● 姫路市救急医療電話相談 (小児科)

☎ **292-4874** (ふくつうしんぱいなし!)

【日時】 月～土曜日

…午後8時～午前0時

日曜日、祝日、8/15、12/31～1/3

…午前9時～午後6時、

午後8時～午前0時

● 兵庫県子ども医療電話相談

8000 (プッシュ回線、携帯電話、公衆電話)

☎ **078-304-8899** (ダイヤル回線、IP電話など)

【日時】 月～土曜日

…午後6時～翌日午前8時

日曜日、祝日、12/29～1/3

…午前8時～翌日午前8時

● 救急安心センターひめじ (全年齢)

7119

つながらない場合は、☎ **078-331-7119**

【日時】 24時間365日対応

DV (配偶者等からの暴力) 相談、婦人相談

母 寡

女性相談支援員が、配偶者や内縁(事実婚)相手などからの身体的、精神的な暴力などに悩んでいる女性からの相談や、必要に応じて一時保護に関する相談に応じます。

【日時】 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時50分～午後5時20分

【相談内容】 詳しくは、市のホームページをご覧ください。右記の二次元コードからご覧いただくか、または「姫路市DVセンター」で検索してください。



ホームページ

お問い合わせ先

姫路市配偶者暴力相談支援センター ☎ **221-1532**

養育費等に関する専門相談 (事前予約制)

母 父

離婚前、離婚後に関わらず、離婚に伴う養育費確保や親子交流等に関する法的なことについて、姫路市にお住まいの方を対象に、弁護士が無料で相談に応じます。秘密は厳守されます。ご希望に応じて母子・父子自立支援員が同席し、ひとり親家庭が利用できる制度等についてご案内することもできます。

【開催日時】 原則毎月第3金曜日 ※8月のみ第4金曜日

午後1時30分～午後4時30分の間で1回30分(定員6組)

【開催場所】 市民相談センター(市役所1階)

【申し込み】 毎月1日から相談日前日(土・日・祝日を除く)までに、こども支援課窓口または電話にて申し込み。

受付時間は午前8時35分～午後5時20分(先着順)。

同一の案件について1回限り。

お問い合わせ先

こども支援課 ひとり親支援担当(姫路市役所2階) ☎ 221-2132



「離婚の申し立て」
知ることがしたい

「離婚届提出等に
伴う手続き」

「子どもの
相談窓口」

「生活のための
経済的支援」

「教育等のための
経済的支援」

「就職・転職
のためのサポート」

「さまざまな保育
サポート」

「住まいに関する
サポート」

「その他」

養育費・親子交流の相談

母 父

離婚の話し合いを行うときに、未成年の子どもがいる場合は、親権者、養育費、親子交流などについて取り決めておくことが大切です。

養育費等相談支援センターでは、子どもの養育費、親子交流について、養育費の取り決め方や養育費の算定の仕方、いつからいつまでもらえるのか、養育費が支払われないとき、再婚したとき、子どもの親子交流について等の相談に応じています。詳しくは、養育費等相談支援センターにお問い合わせください。

【電話相談】 平日(水曜日を除く) 午前10時～午後8時
水曜日(祝日を除く) 正午～午後10時
土曜日・祝日 午前10時～午後6時

【メール相談】 ✉ info@youikuhi.or.jp (随時)
迷惑メール拒否設定をされている方は〔ドメイン指定受信〕に
「youikuhi.or.jp」を追加してください。

お問い合わせ先

養育費等相談支援センター <http://www.youikuhi-soudan.jp>

☎ 0120-965-419 (携帯電話は使えません)

☎ 03-3980-4108 (携帯電話の場合は、ご希望によりセンターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。)



センターホームページ

弁護士による無料法律相談

母 父 寡

【開催日時】 毎週火曜日～金曜日(祝日・年末年始等を除く)
午前9時30分～11時30分

【開催場所】 市民相談センター(市役所1階)

【受付方法】 相談希望日の前日(祝日等を除く)の午前9時から電話にて
予約受付、1日6人(組)先着順。

申し込みは姫路市民(在勤含む)に限る

【実施内容】 1人(組)あたりの相談時間は20分。

弁護士は兵庫県弁護士会から派遣

お問い合わせ先

市民相談センター(姫路市役所1階) ☎ 221-2102



法テラス（日本司法支援センター）について

母 父 寡

収入などが少ない方のための無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを行っています。利用には資力等の条件がありますので、ご利用希望の方はお問い合わせください。その他、情報提供はお電話でも可能です。

【相談】 毎週月・木曜日 午後1時30分～4時30分
毎週火・金曜日 午前10時～正午／午後1時30分～4時30分
（上記については祝日・年末年始を除く）

【予約】 事前電話予約制

【相談の種類】 ※民事、家事または行政に関する法律相談のみ（刑事事件に関する法律相談は対象外）

- 一般相談（離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産などの民事全般）
- クレジット・サラ金相談

お問い合わせ先

法テラス姫路  **0570-078336**
〒670-0947 姫路市北条1-408-5 光栄産業（株）第2ビル

公正証書・公証役場

母 父 寡

▶公正証書

公正証書とは、国が定める公証人（裁判官、検察官・法務局長などを長年務めた人から法務大臣に任命された法律専門家）が作成する公文書です。離婚に伴う慰謝料や養育費などの取り決めを行う際に公正証書を作成し、「強制執行ができる旨の条項」を入れておくと、約束が守られないときに裁判手続きを経ずに給料や財産を差し押さえ（強制執行）できます。

お問い合わせ先

姫路東公証役場 〒670-0948 姫路市北条宮の町385 永井ビル3階

 **223-0526** FAX **223-0531**

 himeji-higashi@diary.ocn.ne.jp

〈営業日〉 平日 〈営業時間〉 午前9時～午後5時

姫路西公証役場 〒670-0935 兵庫県姫路市北条口2-18 宮本ビル2階

 **222-1054** FAX **222-1053**

 info@himeji-nishi-koushou.jp

〈営業日〉 平日 〈営業時間〉 午前9時～午後5時

市民相談、交通事故相談

母 父 寡

相続・夫婦間など日常生活で生じるさまざまな困りごとについて、市職員・相談員が解決に向けての道筋を案内しています。

交通事故に関する解決の方法や疑問については、相談員が説明します。相談は事前予約不要です。お気軽に相談してください。

【日時】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～正午／午後1時～5時（受付は午後4時まで）

お問い合わせ先

市民相談センター（姫路市役所1階） ☎ **221-2102**



市民相談



交通事故相談

消費生活に関する相談

母 父 寡

悪質商法による被害、契約トラブル、製品や食品、サービスによる事故、多重債務など、消費生活に関するさまざまな相談を受け付け、問題解決のための助言や情報提供などを行っています。

【受付日時】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時
※相談は電話または来所をお願いします。
（メールでの相談は受け付けていません。）

お問い合わせ先

姫路市消費生活センター（姫路市役所1階） ☎ **221-2110**

消費者ホットライン ☎ **188**（しやや!） ※年末年始は除く

【平日】 最寄りの消費生活センターの相談窓口につながります

【土・日・祝日】 国民生活センターにつながります（午前10時～午後4時）

※平日は仕事等で相談できないという場合は上記の消費者ホットラインへどうぞ。ただし、土・日・祝日は、緊急避難的な助言を主に行っており、即日回答が原則です。

市ホームページ



「離婚の前」
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

「子どもの
相談窓口」

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

生活のための経済的支援

児童手当

母 父

家庭における生活の安定と、これからの社会を担う子どもの健やかな成長のために、中学生までの子どもを養育している方に児童手当を支給します。

【対象者】

〈令和6年9月分まで〉

中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを養育している保護者などで、生計を維持する程度の高い方。

〈令和6年10月分から〉

高校修了前（18歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを養育している保護者で、生計を維持する程度の高い方。

※子どもが海外にいる場合、子どもが施設などへ入所している場合、父母が離婚協議中で別居している場合などは支給要件が異なります。

※公務員の方（独立行政法人・国（公）立大学法人は除く）は勤務先から支給されます。

【手当月額】

〈令和6年9月分まで〉

子どもの年齢	3歳未満	3歳～小学校修了前	中学生
手当月額	15,000円	第1子 10,000円	10,000円
		第2子 10,000円	
		第3子以降 15,000円	

※3歳の誕生日の翌月分から、3歳～小学校修了前の額に変わります。

※養育する子ども（18歳に達する日以後の3月31日までの間にある人。児童福祉施設などの入所児童を除く）のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

〈特例給付〉

生計中心の保護者の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合
児童一律 5,000円/月

〈令和6年10月分から〉

子どもの年齢	3歳未満 (第1・2子)	3歳～高校修了前 (第1・2子)	第3子以降
手当月額	15,000円	10,000円	30,000円

※3歳の誕生日の翌月分から、3歳～高校修了前の額に変わります。

※養育する子ども（22歳に達する日以後の3月31日までの間にある人。児童福祉施設などの入所児童を除く）のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

※所得制限はありません。

【支払月】

〈令和6年9月分まで〉年3回（2月、6月、10月）

〈令和6年10月分から〉年6回（偶数月）

【申請方法】

初めて子どもが生まれたり、ほかの市区町村から転入されたとき、公務員でなくなったときなどに、住所地の市区町村へ「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です。

【受付窓口】

市役所、家島事務所、保健福祉サービスセンター（夢前・香寺・安富）、支所、駅前市役所、出張所、サービスセンター

【届け出内容が変わったら】

転居、別居など、届け出の内容が変わった場合は、窓口に届け出をしていただく必要があります。必ず届け出内容の変更があった日の翌日から15日以内に届け出をしてください。

お問い合わせ先

こども支援課 児童手当担当（姫路市役所2階） ☎ **221-2312**

児童扶養手当

母 父

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもまたは20歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当2級に該当する程度）以上の障害がある子どもが、次のいずれかに該当するとき支給されます。

【対象となる子ども】

次のいずれかの子どもを養育しているひとり親家庭の父、母または父母に代わってその子どもを養育している人（祖父母など）に支給されます。

1. 父母が離婚した後、父（父子家庭の場合は母）と生計を同じくしていない子ども
2. 父（父子家庭の場合は母）が死亡した子ども
3. 父または母が重度の障害の状態にある子ども
4. 父（父子家庭の場合は母）の生死が明らかでない子ども
5. 父（父子家庭の場合は母）に1年以上遺棄されている子ども
6. 父または母が引き続き1年以上拘禁されている子ども
7. 母が婚姻によらないで懐胎した子どもで、父母が離別した後、父（父子家庭の場合は母）と生計を同じくしていないもの
8. 母が子どもを懐胎した当時の事情が不明である子どもで、父（父子家庭の場合は母）と生計を同じくしていないもの
9. 父（父子家庭の場合は母）が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども

【手当額】

手当を受けようとする人と扶養義務者等の前年分所得、扶養親族の数等により、手当の一部または全部が支給されないことがあります。毎年11月に前年

分の所得額による見直しが行われます。

令和6年4月分（5月支給分）からの手当額

区分		児童1人	児童2人	児童3人
手当 月額	全部支給	45,500円	56,250円	62,700円
	一部支給	45,490円～10,740円	56,230円～16,120円	62,670円～19,350円

子どもが4人以上のときは、1人増える毎に、受給者本人の所得額に応じて6,450円～3,230円が加算されます。

※児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止の決定を受けている間は、（上記で決定した手当額×1/2）を差し引いた金額が支給されます。

※受給者、または子どもが公的年金給付を受けることができる場合には、所得制限により算定された手当額から受給できる年金額の全部（または一部）を差し引いた金額が支給されます。

【申請方法】

対象となる子どもなどの状況に応じて、提出する書類が異なるため、対象となる子どもの母または父もしくはは父母に代わって養育している方が、直接窓口で問い合わせてください。

お問い合わせ先

こども支援課 児童扶養手当担当（姫路市役所2階）☎ 221-2311

交通・災害遺児手当、遺児奨学金

母 父

交通事故や災害により父や母を亡くした小学生・中学生・高校生に就学奨励金・奨学金などが支給されます（所得制限があります）。

【支給内容】

小・中学生	
就学奨励金（月額）	3,000円
入学祝金（小・中学校入学時）	10,000円
卒業祝金（中学校卒業時）	20,000円

高校生	
奨学金（月額）	3,500円

【申請できる人】

対象となる子どもを養育している方

【申請方法】

担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

こども支援課 交通・災害遺児手当・遺児奨学金担当（姫路市役所2階）☎ 221-2311

特別児童扶養手当

母 父

身体または精神に中程度以上の障害のある20歳未満の子どもを監護する父母、または父母に代わってその子どもを養育している人に支給されます。所得制限があります。

【支給内容】

令和6年4月分からの手当月額

子ども1人につき	重度障害児	55,350円
	中度障害児	36,860円

【支給月】年3回（4月、8月、11月）

【申請方法】

市の窓口にて認定請求をしていただく必要があります。子どもの障害の状況などにより診断書などの必要な書類が異なりますので事前に窓口にてご相談ください。

市に提出された認定請求書は兵庫県に送付され、県が認定（または却下）を行います。

【こんなときは届け出てください】

1. 住所、氏名、振込口座を変更したとき
2. 子どもの障害の程度が軽くなったとき
3. 子どもが児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）などに入所したとき
4. 子どもが障害を事由とする公的年金を受給するようになったとき
5. 手当を受けておられる方や対象の子どもが死亡したとき
6. 配偶者、扶養義務者の異動があったとき

お問い合わせ先

こども支援課 特別児童扶養手当担当（姫路市役所2階） ☎ 221-2311

障害児福祉手当

母 父

身体または精神に重度の障害があるために日常生活において常時介護を受けている20歳未満の子どもに支給されます。所得制限があります。

【支給内容】

令和6年4月分からの手当月額

子ども1人につき	15,690円
----------	---------

【支給月】年4回（2月、5月、8月、11月）

【申請できる人】

対象となる子どもの保護者、法定代理人、任意代理人

離婚する前に
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職・資格取得
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

【申請方法】

市の窓口にて認定請求をしていただく必要があります。子どもの障害の状況などにより、診断書などの必要な書類が異なりますので事前に窓口にてご相談ください。

【こんなときは届け出てください】

1. 住所、氏名、振込口座を変更したとき
2. 子どもの障害の程度が軽くなったとき
3. 子どもが児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）などに入所したとき
4. 子どもが障害を事由とする公的年金を受給するようになったとき
5. 子どもが死亡したとき
6. 配偶者、扶養義務者の異動があったとき

お問い合わせ先

こども支援課 障害児福祉手当担当（姫路市役所2階）☎ **221-2311**

国民健康保険料の軽減・減免制度

母 父 寡

●軽減制度

国民健康保険の被保険者の方が出産されたときには、申請により出産前後の4か月間（多胎の場合は6か月間）の保険料（所得割額・均等割額）が軽減されます。

【申請に必要なもの】

母子健康手帳

●減免制度

下記の要件に全て該当する場合、申請により保険料を減免できます。

【要件】

1. 世帯主または被保険者が、令和6年1月1日現在、障害者、寡婦・ひとり親、65歳以上である（1つ以上該当）
2. 世帯主及び被保険者の住民税が非課税
3. 保険料の所得割が賦課されていない

【減免額】

決定額の被保険者均等割額と世帯別平等割額の20%

【申請に必要なもの】

（寡婦・ひとり親の場合）寡婦またはひとり親であることが確認できる戸籍全部事項証明書など

（障害者の場合）身体障害者手帳、療育手帳など

お問い合わせ先

国民健康保険課 資格賦課担当 ☎ **221-2343**

母子家庭等医療費助成制度

母 父

医療保険に加入している母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児の保険診療の自己負担額の一部を助成しています。要件に該当される方には、申請により、医療費受給者証を交付しています。

【助成内容】

保険診療（入院・外来）の自己負担額から下記の一部負担金を差し引いた額を助成

外来：医療機関ごとに1日につき800円限度に、月に2回まで（低所得者軽減あり）

入院：定率1割負担で、医療機関ごとに月3,200円が上限額（低所得者軽減あり）

【対象となる方】

下記の全ての要件を満たす人

1. 姫路市に住所を有している人
2. 医療保険に加入している人
3. 母子家庭等の母等(注)の所得が所得制限内であつ(ア)、(イ)のいずれかに該当する人

(ア) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子供を監護する母子家庭等の母等

(イ) 高等学校または高等学校に準じる学校に在学中の20歳に達する月の月末までの間にある人

(注) 「母等」とは、母子家庭の母、父子家庭の父、母子または父子の扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)、養育者(遺児の生計維持者) または遺児本人のことです。

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもについては、より助成が手厚い、乳幼児等医療費受給者証またはこども医療費受給者証を交付します。

【所得制限】

あり(母等の所得で判定します)

お問い合わせ先

福祉総務課 福祉医療担当(姫路市役所1階) ☎ 221-2307

特定健診・特定保健指導

母 父 寡

家族と健康に生活するためには、まずご自身の健康管理が大切です。40歳を過ぎたら、特定健診で年に1回は無料で健康チェックを行いましょう。特定保健指導が必要な方には個別でご案内しますので、上手に活用しましょう。

▶特定健診

【対象者】

姫路市国民健康保険にご加入の40歳～74歳の方



離婚の前
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

【受診方法】

年に1回、5月末に送付する特定健康診査受診券とマイナ保険証等を持参の上、特定健診実施医療機関を受診してください。詳しくは受診券に同封のチラシをご確認ください。

【受診料】

無料

▶特定保健指導

【対象者】

特定健診の結果から必要な方には特定保健指導のご案内を行います。

【実施内容】

専門職により食事や運動習慣について見直し、生活習慣改善のための目標を作成します。3~6か月間、リスクに応じた支援が受けられます。

【指導料】

無料

お問い合わせ先

国民健康保険課 特定健診担当（姫路市役所1階）☎ **221-2339**

国民年金保険料免除制度

母 父 寡

国民年金に加入されている20歳以上60歳未満の方（第1号被保険者）が、経済的な事情などで保険料を納めることが困難な場合は、申請し、所得状況等の審査の結果、承認を受けると、保険料の全額あるいは一部が免除されます。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類です。

免除制度には、申請免除のほか、50歳未満の方を対象とする納付猶予、学生の方を対象とする学生納付特例、産前産後期間に係る免除、生活保護や障害基礎年金を受けている方の法定免除があります。

○国民年金保険料（定額） 16,980（令和6年度）について、免除制度の手続きをし、承認されると下記の通り保険料が減額されます。

全額免除、納付猶予、学生納付特例、 産前産後期間に係る免除、法定免除	→	0円
4分の3免除	→	4,250円
半額免除	→	8,490円
4分の1免除	→	12,740円

※一部免除の期間について、必要な保険料を納めない月は、未納とみなされます。

※保険料が免除された期間に応じて、将来の老齢基礎年金額が定額保険料を納付した場合よりも減額します（産前産後期間に係る免除を除く）。

お問い合わせ先

国民健康保険課 国民年金窓口センター（姫路市役所1階）☎ **221-2332**

遺族基礎年金

母 父

国民年金に加入し遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したときに、死亡した人によって生計を維持されていた子どものある配偶者、または子どもに支給されます。

※子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども、または障害年金の障害等級の1級または2級の状態にある20歳未満の子どもをいいます。

【遺族基礎年金の支給額】（令和6年度）

子どもがいる配偶者の年金額（年額）
〔内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額〕

子どもが1人	1,050,800円 〔1,048,500円〕
子どもが2人	1,285,600円 〔1,283,300円〕
子どもが3人	1,363,900円 〔1,361,600円〕

子どもが受け取る場合の年金額（年額）

子どもが1人	816,000円
子どもが2人	1,050,000円
子どもが3人	1,129,100円

※子どもが3人目以降は、1人につき78,300円（年額）が加算されます。

お問い合わせ先

国民健康保険課 国民年金窓口センター（姫路市役所1階） ☎ **221-2332**
姫路年金事務所 お客様相談室 ☎ **224-6382**
〒670-0947 姫路市北条1丁目250

遺族厚生年金

母 父 寡

厚生年金に加入していた人、または老齢厚生年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、死亡した人によって生計を維持されていた配偶者、子どもなどの遺族に支給されます。

子どものある配偶者、子どもは、遺族基礎年金も併せて受けられます。

※子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども、または障害年金の障害等級の1級または2級の状態にある20歳未満の子どもをいいます。

※夫が受給できるのは、妻が死亡したときに夫が55歳以上である場合であり、60歳から支給されます。ただし、子どものある夫の場合は55歳から支給されます。

お問い合わせ先

姫路年金事務所 お客様相談室 ☎ **224-6382**
〒670-0947 姫路市北条1丁目250
国民健康保険課 国民年金窓口センター（姫路市役所1階） ☎ **221-2332**

離婚する前に
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職・資格取得
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

寡婦年金

寡

第1号被保険者として国民年金保険料を納めた期間と、免除期間を合わせて10年以上ある方が、年金を受けずに死亡された場合に、婚姻期間が10年以上継続している妻に対して、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

※年金額は、夫が受けられたであろう老齢基礎年金額の4分の3です。

※妻自身が他の年金を受け取っている場合や、死亡一時金を受け取ることができる場合は選択になります。

お問い合わせ先

国民健康保険課 国民年金窓口センター（姫路市役所1階） ☎ **221-2332**

姫路年金事務所 お客様相談室 ☎ **224-6382**

〒670-0947 姫路市北条1丁目250

生活保護

母 父 寡

いろいろな事情で生活に困っておられる世帯の最低生活を保障するとともに、一日も早く自分たちの力で生活できるように手助けする制度です。

生活に困り保護についてお知りになりたい場合は、まずご相談ください。

お問い合わせ先

生活援護室 保護第一担当～保護第九担当（姫路市役所1階）

☎ **221-2321、2323、2324、2326、2433、2935、2937、2938、2943**

JR通勤定期券割引制度

母 父

児童扶養手当や生活保護の受給世帯の方が、通勤のためJRの定期券を購入する場合、市福祉事務所発行の証明書を提出すると、定期代が3割引になります。

割引を受けるには、通勤定期購入前に手続きが必要です。（手当が全額支給停止となっている方は、対象になりません。）

詳しくは、JR各駅窓口やこども支援課または生活援護室へお問い合わせください。

お問い合わせ先

JR各駅窓口またはこども支援課（姫路市役所2階） ☎ **221-2311**

生活援護室（姫路市役所1階） ☎ **221-2323**

所得税確定申告、市民税・県民税申告

母 父 寡

▶ひとり親控除

納税者本人がひとり親の方（現に婚姻をしていない方、または配偶者が生死不明などの方）で、次の3つの要件の全てに当てはまる場合、ひとり親控除を受けることができます。

【要件】

1. 生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で、ほかの方の扶養親族等になっていない子）がいる方
2. 合計所得金額が500万円以下の方
3. 住民票に事実婚の夫または妻がいる旨の記載がない方

【控除額】

所得税 35万円 市県民税 30万円

▶寡婦控除

納税者本人が、次の要件①または要件②のいずれかに当てはまる場合、寡婦控除を受けることができます。

【要件①】

1. 夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族（総所得金額等が48万円以下で、ほかの方の扶養親族等になっていない方）がいる方
2. 合計所得金額が500万円以下の方
3. 住民票に事実婚の夫がいる旨の記載がない方

【要件②】

1. 夫と死別した後婚姻していない方、または夫が生死不明などの方
2. 合計所得金額が500万円以下の方
3. 住民票に事実婚の夫がいる旨の記載がない方

【控除額】

所得税 27万円 市県民税 26万円

お問い合わせ先

市民税課（姫路市役所2階） ☎ 221-2261

出産・子育て応援給付金

母 父 寡

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠・出産時に経済的支援を実施します。

【対象者と支給額】

- ・ 出産応援給付金 妊婦 1人あたり 5万円
- ・ 子育て応援給付金 新生児 1人あたり 5万円

離婚する前に
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職・資格取得
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

※妊娠届出時や「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に、保健師等の面談を受けた方に対して支給（所得制限なし）

※合わせて、妊娠8か月頃にアンケートを実施



お問い合わせ先

こども支援課 総務・児童厚生担当（姫路市役所2階） ☎ **221-2598**

養育費確保事業（公正証書作成費用等助成・保証契約費用助成） 母 父

子どもの健やかな成長を支える養育費について、取り決めや保証契約等に係る費用の一部を助成することにより、養育費の確保を支援します。

【公正証書作成費用等の助成】

養育費の取り決めを行うに当たって、債務名義のある公正証書の作成費用や調停・裁判の収入印紙代等の手続費用を助成します（上限・所得制限なし）。

【養育費保証契約費用の助成】

保証会社との養育費立替保証契約締結に当たって必要な初回保証料を助成します（上限5万円・所得制限あり）。

※要件など詳しくはお問い合わせください。



お問い合わせ先

こども支援課 ひとり親支援担当（姫路市役所2階） ☎ **221-2132**

非課税貯蓄制度 母 父 寡

遺族年金や児童扶養手当などの受給者は、預貯金などの利子が非課税になる制度です。各金融機関・郵便局へお問い合わせください。

お問い合わせ先

各金融機関・郵便局

母子父子寡婦福祉資金貸付 母 父 寡

ひとり親家庭の方々の経済的自立を支援し、扶養している子どもなどの福祉を増進するため、法律に基づいて資金を貸し付けます。

貸付条件の審査もありますので、貸付をご希望の場合は必ず事前にご相談ください。

【条件の例】

- 就労していること
- 立替払いができること

- ・連帯保証人が必要（本人の親族で、同居していない165歳未満の、一定の収入により生計を営み、債務を弁済できる資力があること）
- ・自己破産がないこと 等

資金名	貸付対象	概要
事業開始資金	母・父・寡婦	事業を開始するために必要な資金
事業継続資金	母・父・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金
技能習得資金	母・父・寡婦	就職等に必要な技能を習得するために必要な資金
修業資金	母・父・寡婦・児童	子どもが就職等に必要な技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	母・父・寡婦・児童	就職するために直接必要な被服等を購入する資金
医療介護資金	母・父・寡婦・児童	医療または介護を受けるために必要な資金
生活資金	母・父・寡婦	技能習得、医療または介護を受けている間等、生活をするために必要な資金
住宅資金	母・父・寡婦	住宅を取得、新築、増築、改築するために必要な資金
転宅資金	母・父・寡婦	住宅を移転するために必要な資金
修学資金	母・父・寡婦・児童	子どもが高校、大学等で修学するために必要な資金
就学支度資金	母・父・寡婦・児童	子どもが高校、大学等に入学するために必要な資金
結婚資金	母・父・寡婦	扶養している子どもが結婚するために必要な資金

離婚する前に
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

お問い合わせ先

こども支援課 ひとり親支援担当（姫路市役所2階）

221-2132



生活福祉資金貸付

母 父 寡

経済的な理由や障害などにより、生活課題を抱えている世帯に対し、一時的な費用の貸付を行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とする制度です。（福祉資金・教育支援資金・総合支援資金・緊急小口資金・不動産担保型生活資金）

詳しくは、姫路市社会福祉協議会にお問い合わせください。

お問い合わせ先

姫路市社会福祉協議会 総合相談支援課 **280-2224**

姫路市総合福祉会館2階



教育等のための経済的支援

教育・保育施設利用者負担額の軽減制度

母 父

【ひとり親世帯等の利用者負担額軽減】

ひとり親世帯等で、市民税所得割課税額77,101円未満の世帯において、「生計を一にする」子どものうち、1人目の利用者負担額は軽減、2人目以降の利用者負担額は無料です。

お問い合わせ先

こども保育課 認定・利用担当(姫路市役所2階) ☎ **221-2313**

就学援助

母 父

生活保護を受けている方に準じる程度に困窮しており、子どもが市立の小学校・中学校・義務教育学校に就学するに当たり、経済的な援助を必要とされる方に、就学援助費を支給する制度です(ただし所得制限があります)。

給付内容は、学用品費、学校給食費などです。

援助を希望される方は、4月に学校で配布される「就学援助制度についてのお知らせ」をお読みの上、学校へお申し込みください。

年度の途中でも、随時申請することができます(支給費目は、認定日以降の経費が対象になります)。

- ・市ホームページ：<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000003683.html>

お問い合わせ先

姫路市教育委員会 学校指導課 学事担当(姫路市役所北別館6階) ☎ **221-2762**

高等学校等就学支援金

母 父

高校等の授業料の支援として、国公立問わず、一定所得未満の世帯の生徒に就学支援金が支給されます。就学支援金を受け取るには、個人番号を確認できるものと申請書が必要です。

詳しくは、在学する学校へお問い合わせください。

- ・文部科学省ホームページ：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

お問い合わせ先

姫路市教育委員会 学校指導課 学事担当(姫路市役所北別館6階) ☎ **221-2762**

高校生等奨学給付金

母 父

高校生等がいる低所得世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援するための制度です。返済は不要です。詳しくは、在学する学校へお問い合わせください。

・文部科学省ホームページ：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm

お問い合わせ先

姫路市教育委員会 学校指導課 学事担当(姫路市役所北別館6階) ☎ **221-2762**

大学生に対する奨学金制度(奨学学術振興事業)

母 父

市内の大学等に通う学生への返還不要の給付型奨学金として、月額2万円を支給します。毎年4月に新規募集を行いますので、各大学の奨学金窓口でお申し込みください。なお、各奨学金の併願はできませんが、複数の奨学金を受給することはできません。各奨学金の給付対象者については、姫路市奨学生選考委員会が審議選考し、決定します。

支給期間は原則として決定年度の4月分から卒業年度の3月分までで、奇数月に前月分、当月分の2カ月分を支給します(ただし、新規受給者については7月以降に給付を開始)。

▶奨学金の種類と資格条件



市ホームページ

【一般奨学金】

市内居住者で、市内の私立大学院、私立大学、私立短期大学(※)に正規生として在学し、成績優秀な者(所得制限あり)

【連合婦人会奨学金】

中・西播磨(※)居住者で、市内の大学院、大学、短期大学(※)に正規生として在学し、交通遺児、両親のない者、母子家庭・父子家庭に属する者、生活保護世帯から分離された者

【播戸奨学金】

中・西播磨(※)居住者で、市内の大学院、大学、短期大学(※)に正規生として在学し、成績優秀な者(所得制限あり)

※市内の私立大学院、私立大学、私立短期大学：

姫路獨協大学、姫路大学、姫路日ノ本短期大学、豊岡短期大学

離婚する前に
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職・資格取得
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

※中・西播磨：

姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、市川町、神河町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町

※市内の大学院、大学、短期大学：

兵庫県立大学、姫路獨協大学、姫路大学、姫路日ノ本短期大学、豊岡短期大学

姫路市以外の奨学金制度については、主に下記のようなものがありますので参考にしてください。

▶(独)日本学生支援機構奨学金（貸与・給付）

申し込みや問い合わせは、在学する大学等の奨学金窓口へ

【(独)日本学生支援機構ホームページ】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

▶各種団体の独自の奨学金（貸与・給付）

（公財）交通遺児育英会など各種団体が独自の奨学金制度を設け、大学等を通じて募集等を行っている場合があります。申し込みや問い合わせは、各大学等の奨学金窓口へ

▶各大学等の独自の奨学金（貸与・給付）

各大学等で独自の奨学金制度を設けている場合があります。申し込みや問い合わせは、各大学等の奨学金窓口へ

お問い合わせ先

政策局 高等教育室（姫路市役所9階）☎ **221-2596**

母子父子寡婦福祉資金貸付（修学資金・就学支度資金等）

母 父

ひとり親家庭の子どもたちの豊かな学びとすこやかな成長を支えるため、修学資金・就学支度資金・修業資金の貸付を行っています。（29ページの『母子父子寡婦福祉資金貸付』参照）

ほかの貸与奨学金制度との併用はできません。

お問い合わせ先

子ども支援課 ひとり親支援担当（姫路市役所2階）☎ **221-2132**



ひとり親家庭学習支援事業

母 父

子どもの学習習慣の習得、学習への意欲向上を図るため、ひとり親家庭の子どもに対し学習教室を実施します。対象者へ案内を送付します。応募者多数の場合は抽選により決定します。

- 【対 象】 姫路市にお住まいでひとり親家庭等（児童扶養手当全部支給世帯）の小学6年生の児童
- 【費 用】 無料
- 【募集定員】 30名程度



離婚の前
知ることが
したい

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

お問い合わせ先

こども支援課 ひとり親支援担当（姫路市役所2階） ☎ **221-2132**

低所得子育て世帯等大学等受験料・模擬試験受験料助成事業 母 父

児童扶養手当受給所得水準のひとり親家庭及び低所得子育て世帯に対し、大学等を受験する際の受験料及び高等学校又は大学等受験のための模擬試験受験料を助成します。

【大学等受験料助成】

児童が受けた大学等の入学試験の受験料として支払った費用（上限5万3千円）

【模擬試験受験料助成】

- ①児童（大学等を受験する年度のみ対象）が大学等の受験に係る模擬試験の受験料として支払った費用（上限8千円）
- ②児童（中学3年生に限る）が受けた高等学校の受験に係る模擬試験の受験料として支払った費用（上限6千円）

※本市以外の市区町村から助成金と同様の補助金等の交付を受けている場合は補助上限額から差し引きます。

【対象者】

申請日において姫路市在住の次のいずれかの要件を満たす児童（20歳未満）又は児童を扶養する者

- ①ひとり親家庭の親又は養育者家庭の養育者が児童扶養手当を受けていること又は支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- ②児童又は親等の属する世帯の全ての者が市町村民税を課されていないこと。

【申請期限】

受験料を支払った年度の3月末までに申請してください。申請が間に合わないやむを得ない理由がある場合は、事前にご相談ください。



お問い合わせ先

こども支援課 ひとり親支援担当（姫路市役所2階） ☎ **221-2132**

就職・転職・資格取得のためのサポート

ひとり親家庭就労支援事業

母 父

就労相談員が、ひとり親家庭の母又は父を対象に一人ひとりの自立に向けたプログラムを策定し、ハローワークと連携して相談者の希望や適性に合った就職活動を支援します。来所前に、お電話で面談日時等の希望をお知らせください。

【日時】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時50分～午後5時20分

お問い合わせ先

こども支援課 ひとり親支援担当（姫路市役所2階） ☎ **221-2928**



女性就労支援事業

母 寡

女性を対象に、ビジネスマナーやパソコン研修などの仕事に役立つ研修、就労体験や合同面談会などのマッチングイベントを開催し就労を支援します。個別相談や、就労後定着支援セミナーも実施。

お問い合わせ先

労働政策課（姫路市役所9階） ☎ **221-2094**



市ホームページ

姫路しごと支援センター

母 父 寡

就職に悩む方を応援するため、ハローワークと連携した窓口として、「姫路しごと支援センター」を開設しています。就職に関する悩み相談やセミナーの開催など、さまざまな角度から就職活動を支援します。

○キャリアカウンセリング

キャリアカウンセラーが就職に関する個別の相談に応じます。

○就職セミナー

応募書類作成や面接対策、パソコン講座などの就職に役立つセミナーを定期的に開催。参加料は無料です。

【所在地】〒670-0927 姫路市駅前町265番地 姫路KTビル3階

【利用時間】月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）午前10時～午後6時

お問い合わせ先

姫路しごと支援センター ☎ 284-7910



市ホームページ

自立支援教育訓練給付金

母 父

ひとり親家庭の母または父が、職業能力開発のための講座を受講する場合や、資格取得のための養成機関で修業する場合、受講料の一部を支給します。

【対象者】

ひとり親家庭の母または父で、次の全ての条件を満たす方

1. 姫路市内に住所を有する
2. 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている
3. 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
4. 同じ趣旨の給付を受けていない
5. 過去に訓練給付金を受給していない

【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座
・厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



【支給内容】

対象講座により、支給額が異なります。 ※受講修了後に支給

1. 雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の対象講座受講料の6割、上限20万円（雇用保険法による訓練給付金の受給資格がある場合は、ハローワークで受講料の2割もしくは4割の給付を受けた後、差額を支給）。

離婚する前に
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職・資格取得
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

2. 雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の対象講座

受講料の6割。その額が修学年数（上限4年）に40万円を乗じて得た金額を超えるときはその金額まで（雇用保険法による訓練給付金の受給資格がある場合は、ハローワークで受講料の給付を受けた後、差額が生じれば給付）。修了後、1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講料の2割5分（上限年間20万円）を追加支給。

※1万2千円を超えない場合は支給されません。

【申請方法】

講座指定の手続きが必要ですので、受講開始前にご相談ください。

お問い合わせ先

子ども支援課 ひとり親支援担当（姫路市役所2階） ☎ 221-2132



高等職業訓練促進給付金



ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格取得を目指し、6か月以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため一定額の訓練促進給付金を支給します。また、卒業後に修了支援給付金を支給します（条件あり）。

【対象者】

ひとり親家庭の母または父で、次の全ての条件を満たす方

1. 姫路市内に住所を有する
2. 所得が児童扶養手当受給対象所得水準である
※現に高等職業訓練促進給付金を受給している方で、所得が所得制限限度額を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象となります。
3. 養成機関において6か月以上修業予定
4. 就業または育児と修業の両立が困難
5. 同じ趣旨の給付を受けていない
6. 過去に本事業による高等職業訓練促進給付金を受給していない

【対象資格】

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、
歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、言語聴覚士

- ①専門実践教育訓練給付の指定講座を受講して得られる資格

②特定一般教育訓練給付の指定講座を受講して得られる資格

③一般教育訓練指定講座を受講して得られる情報関係の資格

※③を受講する場合は教育訓練講座検索システムの『情報関係』分野の講座を受講する資格のみ対象

①から③の給付金の対象となる講座は、厚生労働省指定の教育訓練講座です。教育訓練講座システム「講座を探したい」で検索

<http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



【支給額】

訓練促進給付金		修了支援給付金	
市民税非課税世帯	月額：100,000円	市民税非課税世帯	50,000円
市民税課税世帯	月額：70,500円	市民税課税世帯	25,000円

※養成機関における課程修了までの期間の最後の12カ月は、4万円増額

【支給期間】

訓練促進給付金：修業する期間のうち上限4年(支給申請のあった日の属する月分から支給)

修了支援給付金：養成機関における課程修了後に支給します(条件あり)。

【申請方法】

資格取得への意欲や見込み等の確認が必要です。事前にご相談ください。

お問い合わせ先

こども支援課 ひとり親支援担当(姫路市役所2階) ☎ **221-2132**



高等職業訓練促進資金貸付事業(兵庫県実施)

母 父

「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成学校に在学したときの『入学準備金』や、資格を取得して就職するための『就職準備金』を貸付します。

【対象者】

高等職業訓練促進給付金の受給者

【貸付資金】

①入学準備金 50万円以内

(入学金、教科書代、教材費、学用品、交通費等)

同じ趣旨の給付金との併用不可

②就職準備金 20万円以内

(転居費用、礼金、仲介手数料、被服費、通勤用自転車購入費等)

離婚の前
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

しつこいな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職・資格取得
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

申請窓口

こども支援課 ひとり親支援担当（姫路市役所2階） ☎ 221-2132

お問い合わせ先

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 ☎ 078-200-5210

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

母 父

高等学校卒業資格を持たないひとり親家庭の親とその20歳未満の子どもが、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指して、対策講座を受講する場合、受講料の一部を支給します。

【対象者】

ひとり親家庭の親とその20歳未満の子どもで、次の全ての条件を満たす方

1. 姫路市内に住所を有する
2. 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている
3. 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる
4. 過去に支給対象者として、この給付金を受給していない
5. 高等学校に在籍して、高等学校等就学支援金を受給していない
6. 大学入学資格を取得していない

【対象講座】

高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す民間事業者などが実施する対策講座

【給付内容】（上限あり）

区分	支給額
①受講開始時給付金	受講開始費用の4割
②受講修了時給付金	受講費用の5割から①を引いた金額
③合格時給付金	受講費用の1割

【申請方法】

講座指定の手続きが必要ですので、受講開始前にご相談ください。

お問い合わせ先

こども支援課 ひとり親支援担当（姫路市役所2階） ☎ 221-2132



さまざまな保育サポート

保育所・認定こども園の利用手続き

母 父

姫路市に住民登録があり、保護者が以下の「保育を必要とする事由」に該当する場合、利用の申し込みができます。幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちの利用料が無償化されています。

保育を必要とする事由	必要な書類等	備考
就労（内定）	就労証明書（月48時間以上の就労）	
疾病・障害	診断書または手帳等の写し	
就学	①在学証明書（在学期間・就学時間記載のもの） ②在学期間・就学時間がわかるカリキュラム等	①、②ともに必要
妊娠・出産	母子健康手帳（氏名・交付番号及び出産予定日が記載されたページ）の写し	認定期間は出産予定月の前後2カ月間（合計5カ月間）
求職活動	誓約書兼就労予定申立書（兼退所届）	認定期間は施設利用開始月から3カ月
病人の看護など	看護等確認書・診断書	

※ひとり親世帯の方は、該当書類に加えて、住民票（世帯全員、本籍地、続柄記載のもの）も必要です。外国籍の方は離婚届記載事項証明書も必要です。

【申込先】

こども保育課、香寺・安富・夢前各保健福祉サービスセンター、家島事務所

【年度途中入所受付期間】

利用希望月の前月20日（20日が土・日・祝日の場合はその前の平日）まで
 ※申し込みされた世帯の中から空き状況に応じ利用調整を行います。空き状況は、利用希望月の前月15日10時頃（15日が土・日・祝日の場合はその前の平日）に、ホームページ上で公表します。）

お問い合わせ先

こども保育課 認定・利用担当（姫路市役所2階） ☎ 221-2313

一時保育

母 父

保育所・幼稚園・認定こども園に在籍していない、姫路市在住の就学前の児童で、下記のような理由で一時的に保育が必要な場合、実施施設において一時保育を利用することができます。

一時保育の理由の一例と種類

保護者の就労、通院、介護、看護など	非定型保育（週3日までで継続的に利用）
入院、通院、冠婚葬祭など	緊急保育（1カ月以内に必要な日数を利用）
育児疲れ解消のリフレッシュ、買い物、習い事など	私的理由（週1日程度）

「離婚届の前」
知っておきたいこと

「離婚届提出等に伴う手続き」

「いろいろな相談窓口」

「生活のための経済的支援」

「教育等のための経済的支援」

「就職・転職・資格取得のためのサポート」

「さまざまな保育サポート」

「住まいに関するサポート」

「その他」

【申込先】

ご利用前に各施設へ直接連絡して申し込んでください。当日の受入れ児童と職員配置の状況により、各施設で実施の可否を判断しています。

【利用料金】

施設により異なります。各施設に直接ご確認ください。

(参考) 公立施設における料金体系 (月額)

利用時間	3歳未満児	3歳以上児
4時間以内の利用	2,000円	1,800円
4時間を超える利用	2,500円	2,300円

お問い合わせ先

こども保育課 運営・研修担当 (姫路市役所2階) ☎ **221-2314**

放課後児童クラブ

母 父

保護者の就労等により授業終了後等に家庭で保護を受けられない小学校児童 (留守家庭児童) のために、放課後児童クラブを開設し、留守家庭児童の保護・健全育成を図っています。

ひとり親家庭の場合、求職中等の状況でも申請が可能です。ただし利用期間が制限されることがありますので、詳しくはお問い合わせください。

【実施日時】

平日: 授業終了後から午後6時まで

土曜日: 午前8時から午後6時まで

学校休業日 (土曜日以外): 午前7時から午後6時まで

※時間延長は、午後7時まで

※以下の場合には実施しません。

- ・日曜日、祝日、お盆 (8月13日～15日)、年末年始 (12月29日～1月3日)
- ・警報が発令された日 (大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪のいずれか)
- ・その他、市長が定める日

【負担金等】

負担金 : 7,000円/月 (8月は10,000円/月)

時間延長負担金 : 1,000円/月

おやつ代 : 1,000円/月

傷害保険料 : 800円/年

※月の途中 (16日以降) からまたは15日までの利用の場合、負担金及びおやつ代は半額となります。

お問い合わせ先

こども総務課 放課後児童クラブ推進室 (姫路市役所2階) ☎ **221-2789**

シルバー人材センター家事援助サービス

母 父

子育て中の家庭やお年寄り・病人がいる一般家庭の方が日常生活でお困りのときに、シルバー人材センターの会員が家事の手伝いや身の回りの世話などの手助けを行うもので、健康な高齢者が豊富な知識や経験を役立てるといった考えの下に行われています。

【利用料】

- ・家事、介助、子守 1時間1,286円（消費税含む）～
- ・荷造り等 1時間1,483円（消費税含む）～

※仕事内容によって単価が異なる場合があります。

【利用方法】

サービスの利用には申し込みが必要です。詳しくは、姫路市シルバー人材センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先

姫路市シルバー人材センター
勤労市民会館2階

☎ 291-4000

ファミリーサポートセンター

母 父

仕事や用事などで子育ての援助を受けたい場合に依頼会員として登録し、地域で提供会員（有償ボランティア）として登録されている方に子育ての援助をしていただきます。まずは会員登録をお願いします。

【依頼会員】

市内在住か在勤で、小学校6年生までの同居の子どもがいる方、妊娠中の方

【主な依頼内容】※宿泊を伴う依頼は不可

- ・保育所・幼稚園・小学校・放課後児童クラブ等の子どもの送迎・預かり
- ・子どもが病気の時の預かり
- ・産前・産後サポート（妊娠中から産後6か月未満の間の日常的な家事、育児補助）

【1時間当たりの利用料（謝礼）】

	【月～金】午前7時～午後8時	【土・日・祝日、平日の早朝・夜間】
通常サポート	700円	800円
子どもが病気の時	1,000円	1,100円
産前・産後サポート	1,000円	1,100円

※子どもが病気の時のサポートは午前7時から午後7時まで

お問い合わせ先

姫路市ファミリーサポートセンター

☎ 223-5638

〒670-0943 姫路市市之郷町1006番地8 すこやかセンター3階



市ホームページ

離婚の前
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職・資格取得
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母 父 寡

ひとり親家庭で、就職活動や事故、災害、疾病などの事由により一時的に生活援助、子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。家庭生活支援員との日程調整の結果、ご希望に沿えない場合があります。あらかじめご了承ください。

※姫路市婦人共励会に業務を委託しています。

【利用料】1時間あたり

区分	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給対象世帯	70円	150円
その他の世帯	150円	300円

【申請方法】

事前に登録が必要ですので、まずはお電話でお問い合わせください。



お問い合わせ先

こども支援課 ひとり親支援担当(姫路市役所2階) ☎ 221-2132

病児・病後児保育

母 父

子どもが病気で保育所等や小学校へ通えず、保護者が仕事等のため家庭で看護・保育できないときに、子どもを一時的に専用施設でお預かりします。

【対象者】

乳幼児または小学生

【実施施設】

	施設名	所在地	電話番号	利用時間	定員(日)
病児・病後児保育	アメニティホーム 広畑学園	姫路市広畑区蒲田370-1	236-1630	月～土 8:00～19:00	3人
	わたまち キッズルーム	姫路市綿町83 わたまちこどもビルディング2階	221-8824	月、火、木、金 8:30～18:00	6人
	ピューパホール	姫路市八代東光寺町13-11	282-2692	月～土 8:00～19:00	2人
病後児保育	専徳寺保育園 勝原駅前分園	姫路市勝原区熊見96-14	239-5888	月～土 8:00～19:00	2人

※祝日及び年末年始は利用できません(臨時に休みとなる場合もあるため、詳しくは施設まで)。

【利用料(日額)】

・姫路市に住民登録がある世帯 2,000円(減免となる世帯は以下のとおり)

当該年度分の市民税所得割額48,600円未満の世帯(世帯合算額)	1,000円
生活保護世帯・当該年度分の市民税非課税世帯	0円

・姫路市に住民登録がない世帯 3,000円(所得による減免なし)

離婚の前
知っておきたいこと

離婚届提出等
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

【利用方法】

- あらかじめ利用する施設へ登録申請書を提出し、利用登録をしてください。
- 利用日の前日までに施設へ予約を取ってください。
- かかりつけ医または施設併設の医療機関医師による診察を受け、「医師連絡票」を作成してもらい、利用当日に利用申請書と併せて施設へ提出してください（手続きに必要な書類は市ホームページからダウンロードできます）。

お問い合わせ先

こども支援課 子育て情報相談室(すこやかセンター3階) ☎ 223-5640



市ホームページ

子育て短期支援事業

母 父

家庭で子どもの養育が一時的に困難になったときに、子どもを児童福祉施設において原則7日以内でお預かりします。

【対象者】

姫路市にお住まいの方で、保護者が、疾病、出産等により一時的に家庭で養育できない場合

【実施施設】

2歳未満の子ども

施設名	所在地	電話番号
乳児ホームるり	姫路市八代東光寺町8-1	222-5027
ピューパホール	姫路市八代東光寺町13-11	282-2692
明石乳児院	明石市大久保町大窪2752-1	078-936-1419

2歳以上の子ども

施設名	所在地	電話番号
アメニティホーム広畑学園	姫路市広畑区蒲田370-1	236-1630
児童ホーム東光園	姫路市八代東光寺町8-1	222-5028
パルコミュニティハウス信和学園	姫路市城北新町1-7-31	222-6308
二葉園	姫路市夢前町菅生潤673-1	335-0012
アメニティホーム光都学園	たつの市新宮町光都1-6-1	0791-58-1101
アメニティホームルピナス高砂	高砂市阿弥陀町阿弥陀1163-1	079-449-2112

※2歳未満と2歳以上の兄弟姉妹の場合、同じ施設でお預かりできる場合もあります。

【利用料】

区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	その他の世帯
2歳未満児及び慢性疾患児	0円	1,100円	5,350円
2歳以上児	0円	1,000円	2,750円

【申請方法】

施設の空き状況により、ご希望に添えない場合がありますので、子育て支援室に事前にお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先

子育て支援室（姫路市総合福祉会館）☎ **221-2066**

障害福祉サービス

母 父

障害のある子どもについて、車いすや補聴器等の購入・修理にかかる費用の支援、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援、在宅生活における一時預かりや外出時の移動支援等のサービスを利用することができます。障害の程度によって内容が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【利用者負担】

原則1割負担（世帯の状況によって、月当たりの自己負担上限額の設定あり）です。

※ひとり親世帯になり世帯の所得状況が変更になったときは、利用者負担額減額のための申請が必要です。

お問い合わせ先

障害福祉課（姫路市役所1階）☎ **221-2305・2309**

子育てのための施設等利用給付制度

母 父

【対象となる子ども】

姫路市に住民登録があり、認可施設の保育利用（2号または3号認定）または企業主導型保育事業の利用をしていない3歳児から5歳児までの子ども。

※住民税非課税世帯の場合は0歳児から2歳児までの子どもを含みます。

【対象となる施設・事業】

幼稚園・認定こども園の預かり保育、届出（認可外）保育施設、一時預かり事業（一時保育）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

・市ホームページ：

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000008805.html>

お問い合わせ先

こども保育課 認定・利用担当（姫路市役所2階）☎ **221-2565**

住まいに関するサポート

市営住宅の入居申込について

母 父

年4回(4・7・10・1月)定期的に市営住宅の入居者を募集しています。申し込みには資格要件を満たす必要があります。

定期募集分は抽選を行います。18歳未満のお子様を扶養している世帯の方は、60平方メートル未満の部屋を選択した場合に、抽選回数が2回になる優遇措置があります。(家族が5人以上の大家族世帯であれば、面積に関わらず抽選回数が2回になります)

当選した場合、各証明書等や緊急連絡先についての書類の提出が必要です。

また定期募集以外に、受付順で入居者を募集している住宅もあります。

受付順で募集しているため、空き状況はその都度変わります。この場合も同様に、各証明書等や緊急連絡先についての書類の提出が必要です。

※抽選の優遇措置については、子育て世帯・大家族世帯以外にも、高齢者世帯・若年世帯・障害者世帯も同様に60平方メートル未満の部屋を選択すれば抽選回数は2回になります。

※県営住宅に関しては、各県営住宅の所在地の管轄事務所が受け付けを行っています。姫路市内の県営住宅の場合、問い合わせ先は(株)兵庫県公社住宅サービス姫路事務所(TEL:079-286-9701)です。

お問い合わせ先 住宅課(姫路市役所5階) ☎ 221-2633

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業(兵庫県実施)

母 父

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居の借りに必要となる資金を貸付します。

【対象】①児童扶養手当受給者か同等の所得水準世帯

※貸付中に所得水準を超過した場合であっても、1年以内限り対象(予定)

②母子・父子自立支援プログラム策定を受け資格取得もしくは転職、収入増に向けて修学または活動している者

【貸付額】入居している家賃の実費(月額上限4万円)

【貸付期間】最長12カ月

※原則連帯保証人が必要です。

※他制度による支援を受けている方は、差額が貸付額の上限です。

申請窓口 こども支援課 ひとり親支援担当(姫路市役所2階) ☎ 221-2132

お問い合わせ先 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 ☎ 078-200-5210

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

「離婚の準備」
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職
のためのサポート
資格取得

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

その他

姫路市婦人共励会

母 父 寡

母子家庭等のネットワークづくりを図ることで、ひとり親家庭の悩みや困難に寄り添い、よりよい生活のために福祉制度の情報提供や、親子で参加できる行事(バス旅行等)、就職・転職につながる資格取得講座などを企画・開催しています。

仲間づくりをしたい方、活動に興味がある方、ひとり親家庭で不安のある方は、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

姫路市婦人共励会 (平日午前9時～午後3時)

☎ **222-7402** FAX **240-8045**

〒670-0955 姫路市安田3丁目1番地 姫路市総合福祉会館4階



子育ての情報について

母 父

●子育てガイドブック

子育て支援サービスや子育てに関する相談窓口、子育て支援施設の場所など役立つ情報をまとめて掲載しています。

冊子は、子育て情報相談室、こども支援課、保健センター、児童センター等で配布しています。



●最新の子育て情報について

姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」をご覧ください。

「わくわくチャイルド」

<https://www.city.himeji.lg.jp/waku2child/>

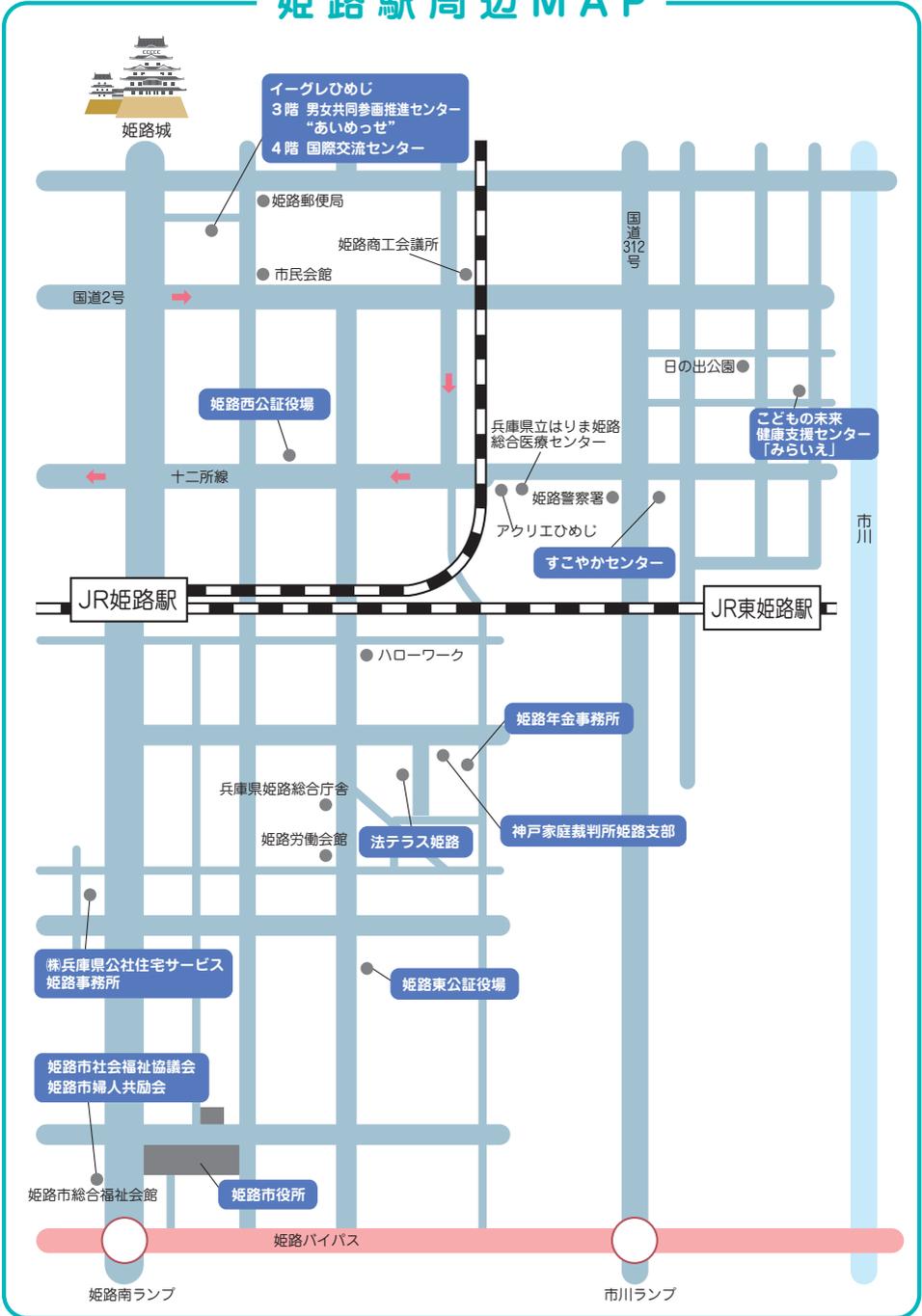


お問い合わせ先

姫路市子育て情報相談室 ☎ **223-5640**



姫路駅周辺MAP



離婚の前
知っておきたいこと

離婚届提出等に
伴う手続き

いろいろな
相談窓口

生活のための
経済的支援

教育等のための
経済的支援

就職・転職・資格取得
のためのサポート

さまざまな保育
サポート

住まいに関する
サポート

その他

memo

A blank sheet of lined paper with a spiral binding on the left side. The paper is white with horizontal dashed lines. There are two colorful, torn-edge paper tabs: one blue and orange tab at the top right corner, and one yellow and blue tab at the bottom left corner.



A large rectangular area containing 20 horizontal rows for writing. Each row is defined by a solid top line, a dashed middle line, and a solid bottom line. On the left side of this area, there are 20 small grey circles, one for each row, representing a spiral binding.



ひとり親家庭応援ハンドブック

令和6年8月発行

編集：姫路市こども未来局 こども育成部 こども支援課

発行：姫路市



PDFはこちら